

知的財産戦略について(たたき台)(3月19日版)についての修正意見

荒井寿光

2. 先端技術分野に対する知的財産戦略

(2)IT分野 (p8)

- ①平成20年度以降も引き続き、情報・エレクトロニクス分野では、特許のみならず国際標準を獲得することは産業競争力を獲得する上で非常に重要である。そこで、日本発の技術がより多くISO・IEC・ITUで国際標準を獲得できるよう産学官の連携を強化するとともに、種々の国際標準スキームを戦略的に活用することを促すなど、平成18年に策定された「国際標準総合戦略」等に沿った取り組みをより強化する。(追加)

(3)ライフサイエンス分野 (p8)

- ①iPS細胞等に関連する先端医療技術について研究開発競争や知財獲得競争が急速に激化しており、医療行為の特許の対象とすること、その関連で医師を免責とすることを内容とする特許法の改正を平成20年度中に行う。(修正)

4. 大学等における知的財産戦略

(1)知的財産権取得強化 (p13)

- ①平成20年度以降も、知的財産管理の基盤強化をするため産業界との連携の強化、及び大学の特許出願やその維持管理に係る費用を適切に確保するため、使途として特許関連経費が例示されている間接経費の必要な増額に努める。
(追加) また、日本版バイドールの適用研究に基づく特許出願のうち大学に関するものについては費用を免除する。

5. その他の知的財産戦略

(3)地域、中小企業・ベンチャー等における知財戦略の推進 (p17)

- ④平成20年度より、大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、企業におけるオープンイノベーションを促進すること等により、大学とのつながりを強化する。大学の技術の実用化を図る大学発ベンチャーは、高度な研究人材の雇用を地域において、創出することにより地域経済を活性化させる効果もあることから、大学と地方自治体とが連携して支援する取組を促進する。
(追加) 地域イノベーションの推進母体である地方の中核大学の知財本部活動の重要性に鑑み、その活動の活発化を支援するための財政的支援措置を講ずる。